

収入計算欄

《参照：12～14ページ》

《生計を維持する者 ①》

生計維持者①氏名：

続柄

✓	申込時点の状況	必要な 証明書類	証明書類に 記載の金額	計算	年額
<input type="checkbox"/>	施設等に在籍または里親等に養育されている	A	0円	—	0円
<input type="checkbox"/>	2018年1月2日以降に退職・休職（廃業・休業）し、 現在、手当等も含め一切収入がない	B	0円	—	0円
<input type="checkbox"/>	(a)2018年1月2日以降に就職・転職した (b)2018年中に休職した (c)海外勤務（いつからかに関わらず） (d)現在、複数の勤務先があり、1つでも(a)～(c)に あてはまる	C	(月平均額) 円	×12 ×15	円 円
		D	—	—	円
		E	(月平均額) 円	×12	円
<input type="checkbox"/>	2018年1月2日以降に開業	E	(月平均額) 円	×12	円
<input type="checkbox"/>	年金を受給している	F	(月額) 円	×12	円
<input type="checkbox"/>	傷病手当を受給している	G	(日額平均) 円	×365	円
<input type="checkbox"/>	援助を受けている	H	—	—	円
		I	(月額) 円	×12	円
<input type="checkbox"/>	児童手当を受給している	J	(月額) 円	×12	円
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給している		(月額) 円	×12	円
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給している		(月額) 円	×12	円
<input type="checkbox"/>	その他（ ）		(月額) 円	×12	円

《生計を維持する者 ②》

生計維持者②氏名：

続柄

✓	申込時点の状況	必要な 証明書類	証明書類に 記載の金額	計算	年額
<input type="checkbox"/>	2018年1月2日以降に退職・休職（廃業・休業）し、 現在、手当等も含め一切収入がない	B	0円	—	0円
<input type="checkbox"/>	(a)2018年1月2日以降に就職・転職した (b)2018年中に休職した (c)海外勤務（いつからかに関わらず） (d)現在、複数の勤務先があり、1つでも(a)～(c)に あてはまる	C	(月平均額) 円	×12 ×15	円 円
		D	—	—	円
		E	(月平均額) 円	×12	円
<input type="checkbox"/>	2018年1月2日以降に開業	E	(月平均額) 円	×12	円
<input type="checkbox"/>	年金を受給している	F	(月額) 円	×12	円
<input type="checkbox"/>	傷病手当を受給している	G	(日額平均) 円	×365	円
<input type="checkbox"/>	援助を受けている	H	—	—	円
		I	(月額) 円	×12	円
<input type="checkbox"/>	児童手当を受給している	J	(月額) 円	×12	円
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給している		(月額) 円	×12	円
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給している		(月額) 円	×12	円
<input type="checkbox"/>	その他（ ）		(月額) 円	×12	円

キリトリ線

1. 給付奨学金の支給に係る事項

【支援の区分】

給付奨学生となった人は、世帯の所得金額に基づき、以下のいずれかに区分されます。

【第Ⅰ区分】 あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること（※1）

【第Ⅱ区分】 あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が100円以上25,600円未満であること

【第Ⅲ区分】 あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

（※1）ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

（※2）支給額算定基準額^{★1} = 課税標準額 × 6% - (調整控除額 + 調整額)^{★2} (100円未満切り捨て)

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、（※1）の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、この部分に3/4を乗じた額となります。

【給付奨学金の支給額】

給付奨学生として採用されてから卒業する（修業年限の終期）まで、世帯の所得金額に基づく支援の区分に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まる下表の金額（月額）が、原則として毎月振り込まれます。

区分	国公立		私立		通信教育課程
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	
第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円	51,000円
第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円	34,000円
第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円	17,000円

（注1）生活保護世帯（受けている扶助の種類を問いません。）の人及び進学後も児童養護施設等（※）から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

※「児童養護施設等」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親を指します。

（注2）通信教育課程の人は、上表の金額（年額）が年1回振り込まれます。

【支給中の適格認定】

在学する大学等により、学業成績などの基準に関する判定が行われ、その判定結果が機構に報告されます。

次のいずれかに該当する場合、奨学金の支給が打ち切られます。（懲戒による退学処分などの場合には、返還が必要になることがあります。）

- （1）退学・長期停学の処分を受けた場合
- （2）修業年限で卒業できないこと（卒業延期）が確定した場合
- （3）修得単位数が標準の5割以下の場合
- （4）出席率が5割以下など、学習意欲が著しく低いと学校が判断した場合

次のいずれかの場合には、「警告」を行い、それを連続で受けた場合には支給が打ち切られます。

- （1）修得単位数が標準の6割以下の場合
- （2）GPA（平均成績）等が下位4分の1の場合（事情がある場合の特例措置を検討中）
- （3）出席率が8割以下など、学習意欲が低いと学校が判断した場合

また、奨学金支給期間中、毎年、機構があなたと生計維持者の所得の情報やあなたが報告した資産額に基づき、家計基準に該当するか確認します。

確認の結果、奨学金の支給が止まったり、支給額が変わることがあります。

2. 給付奨学金確認書の取扱いに係る事項

申込後採用されなかった場合、採用取消になった場合又は申込後辞退した場合には、この給付奨学金確認書は無効となります。なお、その場合、給付奨学金確認書等は返却いたしません。学校又は機構が責任をもって廃棄いたします。

上記以外の取扱いについては、関係法令、機構の業務方法書その他の諸規程の定めによります。

様式 C

コピーして使用する場合は、必ず裏面の約款も両面コピーしたものを使用してください。

貸与

2020年度 国内大学等予約用

貸与奨学金確認書
兼 個人信用情報の取扱いに関する同意書

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）の貸与奨学金の申込みを行うにあたり、インターネットによる奨学金申込みの入力内容及び2020年度進学予定者用貸与奨学金案内に記載の内容を確認し、下記の個人信用情報の取扱いに関する各同意条項、機構の諸規程並びに裏面記載事項について同意のうえ、本確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書を提出します。

また、機構の給付奨学金と第一種奨学金を併用する場合は、関係法令の規定に基づき第一種奨学金の貸与月額が減額されることを承知しています。

なお、機関保証を受ける場合には、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払うべき保証料は、機構が奨学金の交付の際にあらかじめ貸与金額から差し引いて支払うこととしてください。

受付番号

	10	
--	----	--

※受付番号はスカラネットによる申込入力終了後に発行される番号です。必ず記入してください。

提出年月日		
年	月	日

学校名		学年	組	出席番号	電話番号	性別（任意）
本人	フリガナ	現住所	〒	-		男 ・ 女
	漢字		生年月日	昭和 ・ 平成		年 月 日

本人が未成年者の場合

本人が未成年者（20歳未満）の場合には、親権者（親権者とは、民法で定める親権者のことで通常は両親（いずれかがいないときは一人）が上記本人の奨学金申込（保証機関に対する保証委託を含む）に同意の上、下記に自署・押印してください。親権者がいない場合は、民法で定める未成年後見人が自署・押印してください。虚偽の申告が判明した場合は、決定後であっても採用を取り消す場合があります。

親権者又は未成年後見人	本人との続柄	氏名	印
	現住所		
	生年月日		電話番号
	本人との続柄	氏名	印
	現住所		
	生年月日		電話番号

【個人信用情報同意条項】 機構は、個人信用情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。
（個人信用情報の利用・登録等）

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報は返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個人情報比	登録機関
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不達の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、完済等の事実を含む。）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人信用情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第一回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。

① 機構が加盟する個人信用情報機関 全国銀行個人信用情報センター <http://www.zenginkyo.or.jp/pcc/index.html>
 ② 同機関と提携する個人信用情報機関 ・(株)日本信用情報機構 <http://www.jicc.co.jp> ・(株)シー・アイ・シー <http://www.cic.co.jp>
 （代位弁済後の情報提供について）

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人信用情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人信用情報機関に登録されることに同意します。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関（協会）に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複支給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。申込後、奨学生採用候補者とならなかった場合は、この確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書は無効となります。なお、奨学生採用候補者とならなかった場合も含め、提出された申込書類はすべて返却できません。

キリトリ線

1. 奨学金の貸与に係る事項

【返還方式】

- (1) 第一種奨学金においては、貸与金額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式（以下、「定額返還方式」という）か、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）が収入に連動して算出した割賦金で返還する方式（以下、「所得連動返還方式」という）を選択する必要があります。なお、返還方式を選択しなかった場合は、定額返還方式を選択したものとします。
- (2) 所得連動返還方式を選択したものが、個人番号等機構の指定する書類を提出しない等所定の手続きを怠った場合は、貸与金額に応じた返還回数で割賦金が算出されます。ただし、機関保証を受けられない場合は、所得連動返還方式を利用することはできません。
- (3) 返還方式の変更を希望する際は機構に願い出る必要があります。なお、貸与終了後は定額返還方式から所得連動返還方式への変更のみ可能です。

【保証】

- (4) 奨学金の貸与を受けるためには、一定の保証料を支払うことで保証機関による連帯保証（機関保証）を受けるか、連帯保証人及び保証人を選任し、人的保証を受けることが必要です。保証料の支払いは、機構が交付する毎月の奨学金から所定の保証料を差し引く方法、又は奨学生自身の選択により保証料を保証機関に払い込む方法によることができます。払い込む方法を希望する場合は、この確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書（以下、「確認書兼同意書」という）を提出する前に機構又は保証機関に願い出る必要があります。ただし、払い込む方法を選択した奨学生が保証料の払込みを怠ったときは、奨学金の交付を保留することがあります。
- ②返還方式で所得連動返還方式を選択した場合は、機関保証を選択することが必要です。なお、返還方式の変更を願い出た際に受けている保証が人的保証の場合、保証料を一括で支払ったうえで機関保証に変更する必要があります。
- ③機関保証を選択する場合は、奨学金の貸与終了後においても奨学生本人と確実に連絡をとることができ、機構の求めに応じてその連絡先情報を提供する者を選任し、その者の氏名、住所等を本人以外の連絡先として届け出なければなりません。
- ④進学時に連帯保証人及び保証人を選任し、貸与中に連帯保証人又は保証人が死亡する等、真に止むを得ない事由により連帯保証人又は保証人が欠けたことになった場合は、機関保証制度への変更を申し出ることができます（上記②の返還方式の変更の場合を除く）。

【返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）】

- (5) 機関保証を選択した奨学生は在学学校長を経て、機構が定める期限までに機関保証を受けたことを表示した返還誓約書及び保証依頼書（兼保証委託契約書）を提出しなければなりません。
- ②人的保証を選択した奨学生は在学学校長を経て、機構が定める期限までに連帯保証人及び保証人と連署の上押印した返還誓約書を提出しなければなりません。連帯保証人については、印鑑登録証明書（コピー不可）及び収入に関する証明書類、保証人については、印鑑登録証明書（コピー不可）を添付しなければなりません。
- ③機構が定める期限までに返還誓約書を提出しない場合には、採用の時に遡って奨学生としての資格を失います。奨学生としての資格を失った際にすでに振り込まれた奨学金がある場合には、その全額を機構に返納するものとします。
- (6) 返還誓約書には奨学生本人の「住民票の写し」を添付しなければなりません。なお、「住民票の写し」は個人番号が記載されていないものとします。
- (7) 連帯保証人は、本人が未成年者の場合は親権者又は未成年後見人、本人が成年者の場合は原則として父母、未成年者を除く兄弟姉妹又はこれに代わる者、保証人は、独立の生計を営む者であって、原則として、奨学生の4親等以内（父母を除く）の親族でなければなりません。

【申込資格】

- (8) 奨学金の貸与を受けることができる学生等は、日本国籍を持つ者か、外国籍の者のうち次のいずれかに該当する者となります。
 - ア「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成3年法律第71号）」第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者
 - イ出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
 - ウ代表の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準すると当該者が在学する学校の長が認めたもの

【振込】

- (9) 奨学金は、普通行（外国銀行を除く）、ゆうちょ銀行、信用金庫、労働金庫又は信用組合（一部を除く）のいずれかに開設された本人名義の預金口座に振り込まれます（信託銀行、農協、漁協及びその他一部銀行では取り扱っていません）。
- (10) 奨学金は毎月1月分ずつ交付します。ただし、特別の事情があるときは、2月分以下を合わせて交付することがあります。入学時特別増額貸与奨学金は、入学年月を始期として基本月額振込先として設けられた奨学生名義の預金口座に振り込まれます。

【月額の変更】

- (11) 第一種奨学金においては、貸与月額は、機構の定める手続により変更することができます。ただし、採用時、自宅外通学の貸与月額を受けていた者が、自宅通学に変わった場合は速やかに「第一種奨学金貸与月額変更願（届）」の届出が必要で、この届出を怠ると奨学金が廃止されることがあります（大学院は除く）。
- ②第一種奨学金において、自宅又は自宅外月額を受けていた者は、願い出により機構が定める通学形態によらずに貸与月額（以下、「低月額」という）に変更することができます。また、低月額を受けていた者は、願い出により、自宅又は自宅外通学の貸与月額に変更することができます。
- ③第二種奨学金においては、基本月額、増額月額は、機構が定める手続により変更することができます。

【利率の算定方法】

- (13) 第一種奨学金にあわせて入学時特別増額貸与奨学金を受けた者の利率、第二種奨学金における基本月額に係る利率の算定方法の選択に関しては、「利率固定方式」又は「利率見直し方式」のうちインターネットにより入力した方法、又は「奨学金申込書」に記載した方法に従って以下のとおり定められます。
 - ②「利率固定方式」は、貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる固定利率の財政融資資金（以下、「財投」という）の利率に基づき機構が定めた利率が返還完了まで適用されます（貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に日本学生支援機構（以下、「債券」という）を発行した場合は、財投と債権の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します）。
 - ③「利率見直し方式」は、貸与終了時は、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる5年利率見直しの財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます。その後返還期間中のおおむね5年ごと（返還の期限を猶予されている期間を除く）に各時点の財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます（貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に債権を発行した場合は、財投と債権の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します）。
- (14) 第二種奨学金において入学時特別増額貸与奨学金を受けた者並びに私立大学の医学・歯学・薬学又は獣医学を履修する課程及び法科大学院に在学する者が増額月額の貸与を受けた場合の利率は、基本月額に係る利率と入学時特別増額貸与奨学金又は増額月額に係る利率を加重平均して決定します。第二種奨学金における基本月額に係る利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」に従って算定し、入学時特別増額貸与奨学金並びに増額月額に係る利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」により算定した利率に基づき機構が定める利率とします。
- (15) 第二種奨学金における利率の算定方法の変更は、奨学金の交付期間中、機構が定める一定期間届け出ることができます。ただし、第一種奨学金にあわせて入学時特別増額貸与奨学金を受けた者の利率の算定方法は、採用決定後は原則として変更できません。

【貸与中の手続等】

- (16) 奨学生は、毎年度「奨学金継続願」を機構に提出し、継続貸与の資格認定を受けなければなりません。

- (17) 奨学生は次の場合、速やかに在学学校長を経て機構に届け出をしなければなりません。
 - ア 休学、復学、転学、編入学、留学又は退学したとき。
 - イ 連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき。
 - ウ 本人、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先の氏名・住所その他重要な事項に変更があったとき。
 - エ 奨学金を辞退するとき。
- (18) 連帯保証人又は相続人は、奨学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出なければなりません。
- (19) 機構は在学学校長が次の事由に該当するものとして行った適格認定に基づき、奨学金の交付を停止、期間短縮又は廃止します。
 - ア 休学したとき又は長期にわたって欠席したとき。
 - イ 傷病などのために修学の見込みがないとき。
 - ウ 学業成績不振又は品行が不良となったとき。
 - エ 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき。
 - オ 停学、その他の処分を受けたとき。
 - カ 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
 - キ 奨学金の申込時にインターネットを入力すべき事項、若しくは「奨学金申込書」に記載すべき事項を、故意に入力・記載せず、又は虚偽の入力・記載をしたことにより奨学生となったことが判明したとき。
 - ク 「奨学金継続願」を提出しなかったとき。
 - ケ その他、特別の事情により奨学生としての資格を失ったとき。
- (20) 奨学生はいつでも在学学校長を経て、奨学金の辞退を申し出ることができます。
- (21) 奨学金の交付を休止又は停止された場合、その事由がなくなると在学学校長を経て願い出たときは奨学金の交付を復活することができます。

2. 奨学金の返還に係る事項

【返還の方法】

- (1) 奨学金の返還は、貸与が終了した月の翌月から起算して6月を経過した後開始されます。選択した返還方式に応じて算出された割賦額を、ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会又は漁業協同組合のいずれかの預貯金口座から自動的に引き落とす方法（リレー口座）で返還することになります（一部の信託銀行、信用組合、漁業協同組合及びその他一部銀行のなかには、奨学金返還を取り扱わない金融機関があります）。機構の指定する期限までリレー口座振替（預・貯金者控）の写しを提出することになります。延滞すると、延滞している割賦金（利息を除く）の額に返還期日の翌日から返還した日までの日数に年365日あたり5%の割合を乗じて計算した額が延滞金として課されます。機関保証を選択した場合、督促されてもなお延滞している、機構の代位弁済請求に基づき保証機関が機構へ保証債務の履行（代位弁済）を行います。代位弁済後は、機構に代わり保証機関が本人に代位弁済額を請求することになります。また、代位弁済額の返済を延滞した場合は、年10%の遅延損害金が発生します。督促されてもなお延滞している本人に対し法的な手続がとられる場合もあります。人的保証を選択した場合、督促されてもなお延滞していると、連帯保証人や保証人に対する返還請求を行います。本人や連帯保証人等に対して法的な手続がとられる場合もあります。
 - (2) 返還方式が定額返還方式の奨学生は、返還誓約書において月賦返還又は月賦・半年賦併用返還のいずれかの返還方式を選択することになります。なお、選択した返還方法は原則として変更できません。
 - (3) 返還方式が定額返還方式の場合は、20年（月賦返還で240回）以内に返還しなければなりません。返還回数は貸与金額によって異なります。割賦額は、第一種奨学金においては、貸与金額に応じた返還回数で算出された金額、第二種奨学金及び第一種奨学金にあわせて貸与を受けた入学時特別増額貸与奨学金は、貸与金額（元本）に応じた返還回数で、元利均等計算により算出された金額です。
 - (4) 返還方式が所得連動返還方式の奨学生の返還方法は月賦返還になります。なお、返還方式を定額返還方式から所得連動返還方式に変更した際に返還方法として月賦返還以外の返還方式を選択していた場合、返還方法は月賦返還に変更されます。
 - (5) 割賦金（元本・利息）の明細は、返還を開始する前までに返還明細書により通知します。
 - (6) 返還期日前に、貸与された奨学金の全部又は一部を繰上げて返還することができます。
 - (7) 本人、連帯保証人又は保証人が、割賦金の返還を延滞したときは、支払督促の申立から強制執行に至るまでの法的な手続をとることがあります。なお、手続にかかった費用は債務者（本人、連帯保証人又は保証人）の負担となります。
 - (8) 本人が債務（貸与を受けた総額、利息、延滞金及び督促手続費用）の返還を延滞し、機構から書面により期限の利益を失う旨の通知を受けても、なお延滞を解消しない場合は債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務全額を返還しなければなりません。
 - (9) 口座振替（リレー口座）による返還が適当でない場合と判断した場合は、機構の指定する方法により返還するものとします。
 - (10) 返金に要する手数料を除いた返還過剰金が100円未満の場合は、学生支援寄附金として振替えます。
 - (11) 返還期日を過ぎても返還がない場合、又は所定の手続を怠った場合には、機構が委託した債権回収会社等から本人、連帯保証人及び保証人に架電及び督促を行います。またその際に固定電話より優先して携帯電話に架電することに同意します。
 - (12) 本人、連帯保証人及び保証人は、本確認書兼同意書に基づく奨学金貸与に関する紛争について、機構の本部所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 【その他手続等】
- (13) 奨学金の貸与終了後、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するときは、速やかに機構に届け出なければなりません。
 - (14) 本人、連帯保証人、保証人及び本人以外の連絡先について、住所・氏名・電話番号等に変更があったときは、速やかに所定の様式で機構に届け出なければなりません。また、機構が本人から最後に届け出のあった氏名・住所に発送した通知又は通知書類が返着又は到着しなかった場合、通常到着すべき時に到着したものとします。
 - (15) 本人が災害、傷病・経済困難・失業など返還ができない事情が生じたときは、願い出により減額返還（1回当たりの割賦金を2分の1に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する方法をいう）を適用することができます。ただし、返還方式で所得連動返還方式を選択した場合は、減額返還を利用することができません。
 - (16) 本人が災害、傷病・経済困難・失業など返還ができない事情が生じたとき、あるいは国内外の在学中に在学する場合には、願い出により返還の期限を猶予することができます。
 - (17) 本人が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は直ちに死亡した旨を機構に届け出なければなりません。
 - (18) 本人が死亡したとき、又は精神若しくは身体の障害によってその奨学金を返還することができなくなったときは、願い出により返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができます。
 - (19) 本人が割賦金の返還を延滞したときは、法令の定める業務を遂行するため機構が必要と認める場合に限り、本人の延滞情報を学校、金融機関及び業務委託先に対して提供することができます。
- 【個人番号の利用】
- (20) 個人番号とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項にいう「個人番号」をさすものとし、機構からの請求に応じて個人番号を提出した場合は、同法および関連法令で定められた範囲で機構が個人番号を利用することに同意したものとします。

3. 採用されなかった場合等の確認書兼同意書の取扱いに係る事項

申込後採用されなかった場合、採用取消になった場合、申込後辞退した場合、この確認書兼同意書は無効となります。なお、その場合確認書兼同意書等は返却いたしません。学校又は機構が責任をもって廃棄いたします。

その他上記以外の取扱いについては、機構の「奨学規程」、その他の諸規程の定めによります。

様式E

援助年額の証明

受 付 番 号										-	1 0 0									-								
申 込 者 氏 名																												
援助を受けている人の氏名																												
援助の金額（年額）																												
	円																											

私は、上記のとおり援助していることを証明します。

届出年月日（西暦） _____ 年 月 日

援助者（署名） _____ 印

援助者に作成いただけない場合は、援助を受けている方が「援助者（署名）」欄に、援助している方の氏名を記入してください。その際の押印は不要です。

----- 援助者に作成いただけない場合は、以下の項目も記入（署名・押印含む）してください -----

※ 証明を作成いただけない理由 _____

援助を受けている人（生計維持者）の署名 _____ 印

キリトリ線

様式G

年収見込証明書

※**申込日現在の勤務先**に作成を依頼してください。

受付番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

 -

1	0
---	---

 -

--	--	--	--	--	--

申込者の氏名

この様式を提出する生計維持者の状況（いずれかにチェックをしてください）

- (a)2018年1月2日以降に就職・転職した
- (b)2018年中に休職した
- (c)海外勤務（いつからかに関わらず）
- (d)現在、複数の勤務先があり、1つでも(a)~(c)にあてはまる

※上記チェック欄のいずれにも該当しない場合、この様式は使用できません。

----- 勤務先記入欄 -----

勤務者氏名

採用年月日 (西暦) 年 月 日

	年	月	日
--	---	---	---

給 与	※控除前の「総支給額」から「非課税分（交通費等）」を差し引いた金額を記入してください。
(月額) ※月によって変動がある場合は平均を算出してください。	(年額) ※収入の算出は、1年分の収入金額が必要です。申込時点で1年に満たないときは、見込分を推計して記入してください。
円 × 12 か月 = 円	
賞 与	賞与 ⇒ 有 ・ 無（未定の場合も含む）
※有の場合の支給見込額 = 円	
給与（年額）と賞の合計	円
<< 備考欄 >>	

上記のとおり証明します。

(西暦) 年 月 日

事業所名（会社名）



キリトリ線

様式 H

単身赴任実費計算書

受付番号 - 1 0 -

申込者の氏名

対象者の氏名 申込者との続柄

(西暦) 年 月 から現在まで単身赴任しています。支出した費用は、以下のとおりです。

年 月	家 賃	電 気	ガ ス	水 道	費 用 項目名	家 具 家事用品
年 月	円	円	円	円	費	円
年 月	円	円	円	円	費	円
年 月	円	円	円	円	費	円
計	(A) 円	(B) 円	(C) 円	(D) 円	費	(E) 円
年間（推定）額	(F) [(A)÷3×12] 円	(G) [(B)÷3×12] 円	(H) [(C)÷3×12] 円	(I) [(D)÷3×12] 円		(E) 円

年間（推定）額の合計
【単身赴任実費控除額】

(E)+(F)+(G)+(H)+(I)

万円

← 各項目を合計後に万円未満を切り上げて記入してください。

(例) 86,015円 → 9万円

- ※ 提出された書類は返却できません。後日、控除の申請等で原本が必要となる可能性がある書類は、必ずコピーを提出してください。
- ※ 記入した内容に対応する領収書のコピーを提出してください。
- ※ 領収書は、支払者の氏名が記載されたものに限りません。
- ※ 食費、交通費、電話・通信費、NHK受信料、新聞代、ガソリン代、駐車場代、引っ越し代等は、控除の対象とはなりません。
- ※ 家具・家事用品等は、単身赴任するにあたり購入したものの実費が対象となります。(例：食器棚、テーブル、椅子、洗濯機、冷蔵庫、掃除機等) ただし、支払者の氏名が記載された領収書の提出が必要です。
- ※ 通帳のコピーだけでは、控除を受けられません。領収書の代わりに通帳を提出する際は、請求書又は契約書等(コピー可)もあわせて提出してください。
- ※ 単なる別居(介護のための別居、自己都合による別居)は、控除の対象とはなりません。
- ※ 海外勤務の場合で領収書が日本語、日本円以外の通貨等で作成されている場合は、領収書の余白又は別紙に簡単な日本語訳と、円換算した金額を記入してください。

様式 I

長期療養費計算書

受付番号 100 - 107 - 申込者氏名 _____

対象者氏名 _____ 申込者との続柄 _____

(西暦) 年 月 から現在まで長期的に療養しています。支出した費用は、以下のとおりです。

通院・継続的な入院

年 月	医療機関（病院、介護施設）等の保険分一部負担額	薬局の調剤費	その他
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
計	(A) 円	(B) 円	(C) 円
年間（推定）額	(D) [(A) ÷ 6 × 12] 円	(E) [(B) ÷ 6 × 12] 円	(F) [(C) ÷ 6 × 12] 円

単発の入院

年 月	医療機関（病院、介護施設）等の保険分一部負担額
年 月	円
年 月	円
年 月	円
合計額	(G) 円

← 継続的な入院ではない場合は、左記の表に入院費を記入してください。

医療費の還付金額	(H) 円
----------	-------

← 高額医療費、個人医療保険等の還付金がある場合に記入してください。 ※還付金についての証明書類は提出不要。

合計 {(D) + (E) + (F) + (G)} - (H)	万円
-------------------------------------	----

← **万円未満を切り上げて**記入してください。
(例) 86,015 円 → 9 万円

※ 提出された書類は返却できません。後日、医療費控除の申請等で原本が必要となる可能性がある書類は、必ずコピーを提出してください。

キリトリ線